

( 相 談 者 用 )

## 大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する概要版

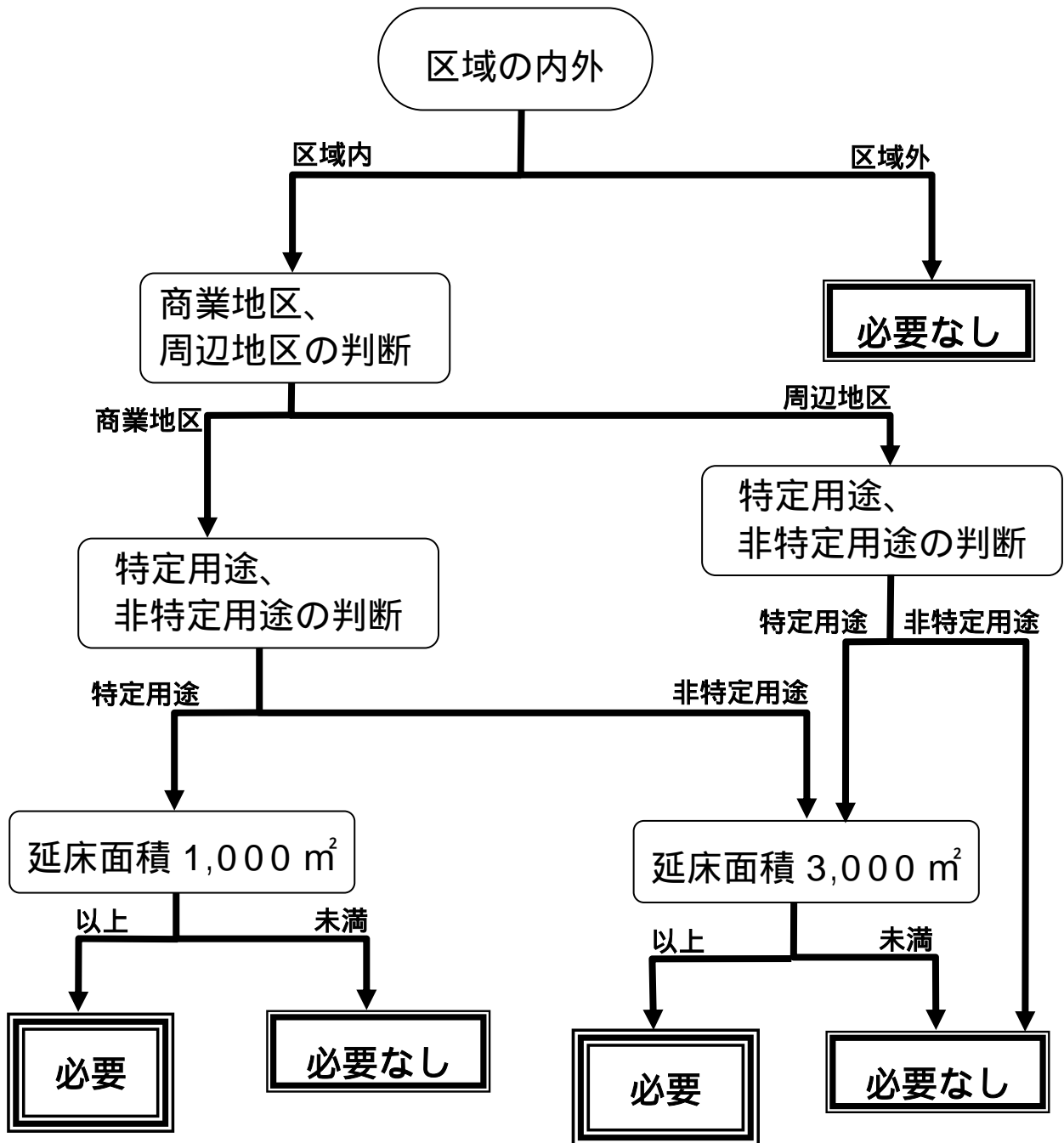
大牟田市都市整備部都市計画・公園課

## 目 次

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づく付置義務台数算定方法..	2
1. 対 象 地 区 （図面参照） .....	2
2. 適用を受ける建築物の用途 .....	2
3. 付置すべき台数の算定基準 .....	3
4. 付置義務駐車施設の規模の算定例 .....	4
条例等 .....	7
大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例 .....	7
大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例施行規則 .....	11
参 考 .....	14

# 大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する 条例の適用判断フロー

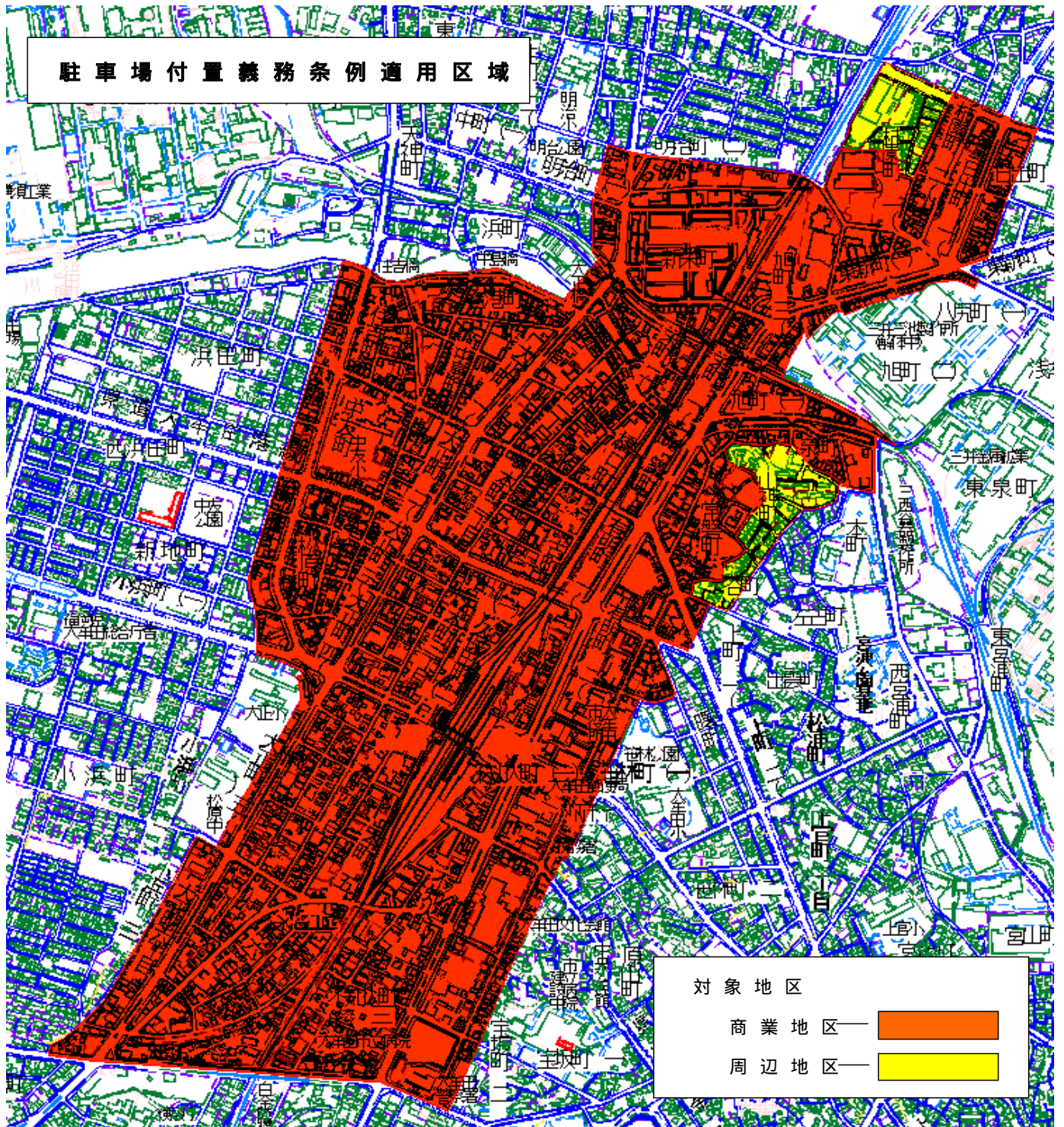
フロー図



**特定用途** 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

**非特定用途** 学校、集合住宅 等

駐車場付置義務条例適用区域



条例第3条第1号商業地区

日出町一丁目、旭町一丁目、旭町三丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、新栄町、泉町、常磐町、築町、橋口町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、大正町三丁目、大正町六丁目、不知火町二丁目、不知火町三丁目、有明町一丁目、有明町二丁目、古町、久保田町一丁目、久保田町二丁目、港町、中島町、住吉町、中友町の全部

柿園町一丁目、柿園町二丁目、日出町二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、旭町二丁目、山上町、大正町四丁目、大正町五丁目、千代町、白金町、正山町、浄真町、不知火町一丁目、宝坂町一丁目、宝坂町二丁目、曙町、上町一丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、浜町、浜田町、西浜田町、新地町、松原町の各町の一部

条例3条第1号周辺地区

柿園町一丁目、柿園町二丁目、山上町、谷町の各町の一部

### 3. 付置すべき台数の算定基準

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
商業地区	(単一用途の場合) ・特定部分の床面積 ・非特定部分の床面積に 3分の1 を乗じて得た面積	1,000 m <sup>2</sup> 以上	特定部分	150 m <sup>2</sup> に 1 台
	(混合用途の場合) 特定部分の床面積と非特定部分の床面積に 3分の1 を乗じて得たものとの合計		非特定部分	450 m <sup>2</sup> に 1 台
周辺地区	特定部分の床面積	3,000 m <sup>2</sup> 以上	特定部分	150 m <sup>2</sup> に 1 台
(カ)				
商業地域における補正率算定式				
$1 \frac{1,000 \text{ m}^2 (6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ m}^2 \times (\text{イ}) \text{欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{延べ面積}}$				
周辺地区における補正率算定式				
$1 \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$				

#### 備考

- (イ) 欄に規定する部分及び(エ) 欄に掲げる部分は、駐車施設の用途(駐車・駐輪場)に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (カ) 欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分(駐車・駐輪場)の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

#### <補正率の適用>

(カ) 欄に規定する延べ面積が6,000 m<sup>2</sup>未満の建築物においては、(カ) 欄に掲げる式により算出した数値を(ア) ~ (オ) により算定した合計に乗じて付置すべき台数を求める。

#### 4. 付置義務駐車施設の規模の算定例

特に指定のない場合は、新築の建築物であって、当該条例に該当する商業地域内に立地しているものとする。

##### <算定例 - 1> 店舗（特定用途）1,500㎡

付置義務の有無 1,500㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

付置義務駐車施設の規模

延床面積 1,500㎡ < 6,000㎡ ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{1,500\text{㎡}}{150\text{㎡}} = 10.0$$

$$10.0 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 1,500\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 1,500\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 1,500\text{㎡}}\right) = 10.0 \times 0.4 = 4.0 \quad 4\text{台}$$

##### <算定例 - 2> ホテル（特定用途）7,500㎡

付置義務の有無 7,500㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

付置義務駐車施設の規模

延床面積 7,500㎡ > 6,000㎡ ゆえに補正率は適用しない。

$$\frac{7,500\text{㎡}}{150\text{㎡}} = 50.0 \quad 50\text{台}$$

##### <算定例 - 3> マンション（非特定用途）3,500㎡

付置義務の有無  $3,500\text{㎡} \times 1/3 = 1,166\text{㎡}$  > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

付置義務駐車施設の規模

延床面積 3,500㎡ < 6,000㎡ ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{3,500\text{㎡}}{450\text{㎡}} = 7.7$$

$$7.7 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 3,500\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 1,166\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 3,500\text{㎡}}\right) = 7.7 \times 0.28 = 2.1 \quad 3\text{台}$$

<算定例 - 4> 店舗（特定用途）800m<sup>2</sup>、住宅（非特定用途）2,000m<sup>2</sup>

付置義務の有無

$$\begin{aligned} \text{特定部分の面積} + \text{非特定部分の面積} \times 1/3 &= 800\text{m}^2 + 2,000\text{m}^2 \times 1/3 \\ &= 1,466\text{m}^2 > 1,000\text{m}^2 \text{ ゆえに付置義務あり} \end{aligned}$$

付置義務駐車施設の規模

延床面積 2,800m<sup>2</sup> < 6,000m<sup>2</sup> ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{800\text{m}^2}{150\text{m}^2} + \frac{2,000\text{m}^2}{450\text{m}^2} = 9.7$$

$$9.7 \times \left( 1 - \frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - 2,800\text{m}^2)}{6,000\text{m}^2 \times 1,466\text{m}^2 - 1,000\text{m}^2 \times 2,800\text{m}^2} \right) = 9.7 \times 0.46 = 4.4 \quad 5\text{台}$$

<算定例 - 5> 事務所（特定用途）60,000m<sup>2</sup>、大規模逡減

付置義務の有無 60,000m<sup>2</sup> > 1,000m<sup>2</sup> ゆえに付置義務あり

事務所部分の床面積

事務所部分の実際の床面積 60,000m<sup>2</sup> > 10,000m<sup>2</sup>

ゆえに、大規模な事務所の駐車施設にかかる特例を適用

10,000m<sup>2</sup>を超え50,000m<sup>2</sup>までの事務所部分の床面積 = 40,000m<sup>2</sup>

50,000m<sup>2</sup>を超え100,000m<sup>2</sup>までの事務所部分の床面積 = 10,000m<sup>2</sup>

$$\begin{aligned} \text{よって、} & 10,000\text{m}^2 + 40,000\text{m}^2 \times 0.7 + 10,000\text{m}^2 \times 0.6 \\ & = 44,000\text{m}^2 \end{aligned}$$

付置義務駐車施設の規模

$$\frac{44,000\text{m}^2}{150\text{m}^2} = 293.3 \quad 294\text{台}$$

<算定例 - 6> 周辺地域に立地する店舗（特定用途）4,000m<sup>2</sup>、  
住宅（非特定用途）6,000m<sup>2</sup>の混合用途のビル

付置義務の有無

特定用途部分の床面積 4,000m<sup>2</sup> > 3,000m<sup>2</sup> ゆえに付置義務あり

付置義務駐車施設の規模

$$\frac{4,000\text{m}^2}{150\text{m}^2} = 26.6 \quad 27\text{台}$$

<算定例 - 7> 事務所（特定用途）2,000㎡、住宅（非特定用途）2,000㎡の混合用途のビルに用途変更する場合。（増築の場合も同様）

用途変更前の付置義務駐車施設の規模

$$2,000\text{㎡} + 2,000\text{㎡} \times 1/3 = 2,667\text{㎡} > 1,000\text{㎡}$$

ゆえに付置義務あり

延べ面積 4,000㎡ < 6,000㎡ゆえに補正率を適用する

$$\text{事務所部分} \quad \frac{2,000\text{㎡}}{150\text{㎡}} = 13.3$$

$$\text{住宅部分} \quad \frac{2,000\text{㎡}}{450\text{㎡}} = 4.4$$

全体では、13.3 + 4.4 = 17.7

$$17.7 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 4,000\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 2,667\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡}}\right) = 17.7 \times 0.83 = 14.6 \quad 15\text{台}$$

用途変更後の付置義務駐車施設の規模

$$\frac{4,000\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 4,000\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡}}\right) = 26.6 \times 0.90 = 23.9 \quad 24\text{台}$$

用途変更にかかる付置義務駐車施設の規模

$$- = 24\text{台} - 15\text{台} = 9\text{台}$$

用途変更前の の規模の駐車施設が付置されていなかった場合にも、用途変更にあたっては、

$$- \text{の規模の駐車施設を設ければよい。}$$

ただし、用途変更前にすでに付置すべき台数以上を確保していた場合には、用途変更後の付置すべき台数から現に設置している駐車施設の規模を減じた規模を付置しなければならない。

<算定例 - 8> 商業地区に属する敷地面積（60%）、適用地域外敷地面積（40%）内の店舗6,000㎡の場合。

付置義務の有無

- ・ 商業地区内の過半に敷地面積が属している。
- ・ 6,000㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

付置義務駐車施設の規模

$$\frac{6,000\text{㎡}}{150\text{㎡}} = 40.0 \quad 40\text{台}$$



## 条例等

### 大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例

平成3年3月28日  
条例第20号

改正 平成8年12月24日条例第20号

(目的)

**第1条** この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物における駐車施設の付置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 駐車施設 法第20条第1項に規定する駐車施設をいう。
- (3) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものをいう。
- (4) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (5) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (6) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。
- (7) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

(適用地区)

**第3条** この条例は、次に掲げる地区に適用する。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める商業地区の一部で市長が規則で定める地区(以下「商業地区」という。)
- (2) 商業地区の周辺の地域で市長が規則で定める地区(以下「周辺地区」という。)

(建築物の新築の場合の駐車施設の付置)

**第4条** 別表の(ア)欄に掲げる地区内において、同表の(イ)欄に掲げる面積が同表の(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(同表の(カ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、商業地区内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(大規模な事務所の駐車施設に係る特例)

**第5条** 前条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の付置)

**第6条** 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が增加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者(以下この条において「増築等をしようとする者」という。)は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築するとした場合において前2条の規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築

等後の規模」という。)から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築するとした場合においてこれらの規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築等前の規模」という。)を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、増築等をしようとする者が当該増築又は用途の変更前の建築物又は当該建築物の敷地内に既に増築等前の規模を超えて駐車施設を設置している場合においては、増築等をしようとする者が付置すべき駐車施設の規模は、増築等後の規模から現に設置している駐車施設の規模を減じた規模とする。

(建築物の敷地が地区及び地域の内外にわたる場合)

**第7条** 建築物の敷地が商業地区内、周辺地区内又はこれらの地区以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分に属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

**第8条** 第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設の台数に、0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車施設の付置場所の特例)

**第9条** 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付置したものとみなす。

2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

**第10条** 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、この条例の規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに商業地区又は周辺地区に指定された地区内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

**第11条** 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設(第9条第1項の規定により建築物又はその敷地内に付置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

**第12条** 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

**第13条** 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の付置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は措置命令書により行うものとし、措置命令書の様式は規則で定める。

(規則への委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

**第15条** 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

3 第9条第2項の規定による届出を怠った者は、1万円以下の罰金に処する。

**第16条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

付 則

1 この条例は、平成3年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例の規定は、適用しない。

付 則(平成8年12月24日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
商業地区	特定部分の床面積と非特定部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計	1,000 平方メートル	特定部分	150平方メートル	1 - 1,000平方メートル × (6,000平方メートル - 延べ面積) 6,000平方メートル × (イ)欄に掲げる面積 - 1,000平方メートル × 延べ面積
			非特定部分	450平方メートル	
周辺地区	特定部分の床面積	3,000 平方メートル	特定部分	150平方メートル	1 - 6,000平方メートル 延べ面積

## 備考

- (イ)欄に規定する部分及び(エ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (カ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

# 大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例施行規則

平成3年5月24日  
規則第7号

改正 平成12年11月20日規則第16号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例(平成3年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用地区)

**第2条** 条例第3条各号に規定する市長が規則で定める地区は、別表第1に掲げる地区とする。

2 前項の地区を表示する図面は、一般の縦覧に供するものとする。

(駐車施設の付置を要しない建築物)

**第3条** 条例第4条ただし書の規定により駐車施設の付置を要しない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設とする。

(駐車施設の規模等)

**第4条** 条例第8条第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 車路を設ける必要がある場合は、その幅員が5.5メートル(一方通行のものにあつては、3.5メートル)以上とすること。ただし、建築物の構造、用途及び利用形態等を勘案して市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 自動車の出口及び入口は、道路交通に支障を及ぼすおそれのない構造とすること。
- (3) 駐車施設の区画は、駐車のために供する部分及び車路を明確に区分すること。

(特殊の装置)

**第5条** 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものとは、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認定したものをいう。

(駐車施設の付置の特例)

**第6条** 条例第9条第1項に規定する市長がやむを得ないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当し、当該建築物又はその敷地内に駐車施設を付置することが困難な場合をいう。

- (1) 既存の建築物の上階に増築する場合
- (2) 既存の建築物の後方に増築する場合
- (3) 建築物の用途変更をする場合
- (4) 敷地の間口が狭小な場合
- (5) その他関連法令の規制により駐車施設を付置することができない場合

(届出書の提出)

**第7条** 条例第9条第2項の規定による届出は、駐車施設設置(変更)届出書(様式第1号)及び別表第2に掲げる図面各2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出について支障がないと認めるときは、駐車施設審査通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(身分証明書)

**第8条** 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

(措置命令書)

**第9条** 条例第13条第2項の措置命令書の様式は、様式第4号によるものとする。

付 則

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

付 則(平成12年11月20日規則第16号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

別表第1(第2条関係)

条例第3条第1号の商業地区	日出町1丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、新栄町、泉町、常盤町、築町、橋口町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、大正町6丁目、不知火町2丁目、不知火町3丁目、有明町1丁目、有明町2丁目、古町、久保田町1丁目、久保田町2丁目、港町、中島町、住吉町、中友町の全部
	柿園町1丁目、柿園町2丁目、日出町2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、旭町2丁目、山上町、大正町4丁目、大正町5丁目、千代町、白金町、正山町、浄真町、不知火町1丁目、宝坂町1丁目、宝坂町2丁目、曙町、上町1丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、浜町、浜田町、西浜田町、新地町、松原町の各町の一部
条例第3条第2号の周辺地区	柿園町1丁目、柿園町2丁目、山上町、谷町の各町の一部

別表第2(第7条関係)

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
配置図 (縮尺 200分の1以上)	縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
各階平面図 (縮尺 100分の1以上)	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員

## 参 考

### <自動車の出口及び入り口> . . . . . 施行令抜粋

以下に該当する部分には、出入口を設けてはならない

- ・ 道路交通法第44条に掲げる道路の部分
- ・ 横断歩道橋の昇降口から5m以内の道路の部分
- ・ 小学校、幼稚園、保育園、児童公園等の出入口から20m以内の道路の部分
- ・ 陸橋の下、橋、トンネル、道路幅員6m未満、縦断勾配10%以上の道路

全面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設ける駐車の用に供する面積が6,000m<sup>2</sup>以上の場合、出入口を10m以上分離する自転車の回転を容易にするため、必要がある時は切取線1.5m以上のすみ切りを設ける出口の視距が確保されるよう配慮すること

### <車 路>

5.5m以上を確保すること（一方通行の場合は3.5m以上）

建築物の場合は、さらに次のことを守ること

- ・ はり下の高さは2.3m以上
- ・ 屈曲部は半径5.0m以上で回転できる構造とする
- ・ 縦断勾配は、17%を超えないこととし、滑りにくい構造とする

### <駐車部分の高さ>

はり下の高さは2.1m以上とする

### <避難階段>

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車施設を設ける場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設ける

### <防火区画>

給油所その他火災の危険のある施設を付置する場合は、耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画する

### <換気装置>

駐車場内部の空気を直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける

### <照明装置>

自動車の車路の路面	10ルクス以上
自動車の駐車部分の床面	2ルクス以上

### <警報装置>

自動車の出入口及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける



## ●提出書類

### 申請時（2部ファイルにとじて提出）

・様式 A 号

- 添付書類 ①付近見取図（方位、道路、目標となる建物および位置ならびに駐車施設をもうけなければならない建築物との距離）
- ②配置図（縮尺 200 分の 1 以上）縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車施設内外の車路およびその幅員ならびに敷地が接する道路およびその幅員
- ③各階平面図（縮尺 100 分の 1 以上）縮尺、方位、間取り、規模ならびに駐車施設内外の車路およびその幅員
- ④駐車台数の根拠式
- ⑤その他必要な資料（理由書）

### ◇機械式駐車施設を付置義務条例該当駐車施設として取扱う場合

- ⑥機械式駐車施設の国土交通大臣認定を受けた認定書（有効期限有り）  
及び機械式駐車施設の構造図（型式・規格・能力等の明記）

#### 《駐車場を機械式駐車施設で設置する場合の取り扱いについて》

「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(H27. 1. 1 施行。以下「本改正省令」)により、駐車場法施行令第 15 条に基づく大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全機能についても基準が定められ、大臣認定の要件として追加されました。(本改正省令第 4 条)

それを踏まえ、「大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例」に基づく駐車場を機械式駐車施設で設置する場合は、以下の取り扱いとします。

#### ◆機械式駐車施設の大員認定の認定日等について

平成 28 年 7 月 1 日以降の機械式駐車施設の設置については、平成 27 年 1 月 1 日(本改正省令施行日)以降に大臣認定を受けたもので、かつ、当該認定書に記載されている有効期限内であることを確認して設置してください。

※ 注意事項としては、様式 A 号で記入される数値の根拠が判断できる図面が必要です。

※ 付置義務条例に該当する駐車場が判断できるよう、配置図に明記してください。

### 完成時（1部提出）

・様式 C 号

添付書類 完了写真（寸法の判る様に撮影すること）

## 条例による付置台数の早見表

\* 商業地域内における算定数値 ( )内の数値は**周辺地域**における数値

延床面積 (m <sup>2</sup> )	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数
1,000	1		3,000	16 (0)	6	5,000	32 (27)	11
1,100	1		3,100	17 (1)	6	5,100	33 (28)	11
1,200	2		3,200	18 (3)	6	5,200	34 (30)	12
1,300	3		3,300	19 (4)	7	5,300	35 (31)	12
1,400	4		3,400	19 (6)	7	5,400	35 (32)	12
1,500	4		3,500	20 (7)	7	5,500	36 (33)	12
1,600	5		3,600	21 (8)	7	5,600	37 (35)	13
1,700	6		3,700	22 (10)	8	5,700	38 (36)	13
1,800	7		3,800	23 (11)	8	5,800	39 (38)	13
1,900	7		3,900	24 (12)	8	5,900	39 (39)	13
2,000	8		4,000	24 (14)	8	6,000	40 (40)	14
2,100	9		4,100	25 (15)	9	6,500	44 (44)	15
2,200	10		4,200	26 (16)	9	7,000	47 (47)	16
2,300	11		4,300	27 (17)	9	7,500	50 (50)	17
2,400	12		4,400	27 (19)	9	8,000	54 (54)	18
2,500	12		4,500	28 (20)	10	8,500	57 (57)	19
2,600	13		4,600	29 (22)	10	9,000	60 (60)	20
2,700	14		4,700	30 (23)	10	9,500	64 (64)	22
2,800	15		4,800	31 (24)	11	10,000	67 (67)	23
2,900	15		4,900	31 (25)	11	15,000	100 (100)	24